

や

ま

く

ら

通信

若者版

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

平成30年10月25日

-第4号-

消費生活トラブル情報

注目!

悪質な通販サイトに注意しましょう!!

相談事例



自分でスポーツ用品を買おうとネットで検索して、価格が安かった通販サイトで注文し、料金も支払ったが商品が届かない。入金後は業者からメールも来ない。サイトにある業者の住所や電話番号はでたらめのようなのだ。
(高校生 男性)

アドバイス



- インターネット通販で見られる「代金を支払ったのに商品が届かない」「注文した商品と異なるものや偽物が届いた」等のトラブルは、悪質なサイトによるものである可能性があります。
- 「正規の値段より極端に安価である」「サイトに正確な運営情報(運営者氏名、住所、電話番号)が記載されていない」「日本語の表現が不自然である」「支払方法が銀行振込のみ」等の場合は注意が必要です。お金を振り込むと取り戻すことは困難なので、怪しいと思ったら、利用しないことも一つの方法です。

出典：国民生活センターHP：http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/support135.pdf

山口県消費生活センター

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

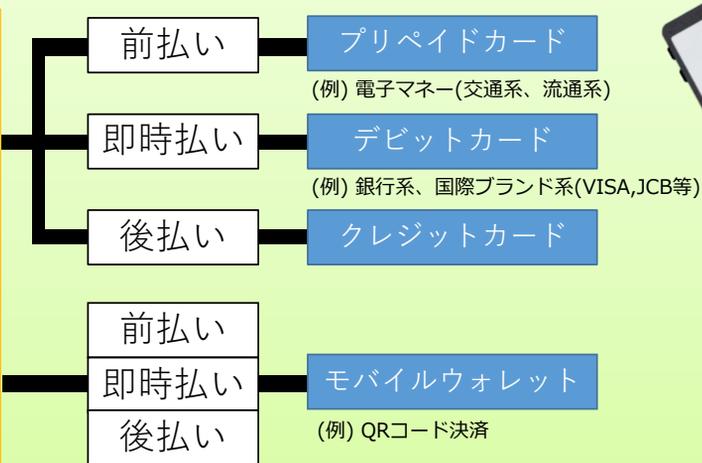
豆知識

キャッシュレス支払手段について

「キャッシュレス」とは

「銀行口座への振り込みやクレジットカードによる支払いなどのように、現金のやりとりなしで決済がなされること」(大辞林 第三版)です。近年ではキャッシュレス化が進んでおり、支払方法が多様化しています。

支払方法



お知らせ

「ちよるる」が消費者教育推進大使に委嘱されました！

★10月20日(土)に「エシカルラボ in 山口」が山口市のセントコア山口にて開催され、消費者庁長官より山口県PR本部長である「ちよるる」が消費者教育推進大使に委嘱されました。

○「消費者教育推進大使」とは...

地域における消費者教育推進のため、地方公共団体内において消費者教育の推進及び消費者市民社会の概念の普及に関する活動を担う地方公共団体公認マスコットキャラクターに対し、消費者庁長官が「消費者教育推進大使」を委嘱する制度です。



消費者ホットライン「188」のご案内の流れ

郵便番号が分かる

1

→を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が分からない

2

→

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど